

岸和田市農業委員会
第35回（令和5年4月）総会議事録

1 日時 令和5年4月7日（金） 午後1時30分～午後2時10分

2 場所 桜台市民センター3階 講座室4

3 議案（その1）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

議案（その2）

報告第1号 小作地の相続の確認について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知確認について

報告第3号 農地の使用貸借の解約通知確認について

報告第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について

報告第6号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

4 出席委員 14名（定数14名）

委員	1番	溝上重藏	委員	2番	籾広司
〃	3番	小山長藏	〃	4番	谷口敏信
〃	5番	赤坂哲次	〃	6番	近道泰光
〃	7番	西川徳良	〃	8番	今本一成
〃	9番	田中隆治	〃	10番	池本広一
〃	11番	木下良三	〃	12番	岸義修
〃	13番	南加代子	〃	14番	永野六博

出席推進委員 12名（定数12名）

推進委員	1番	奥 和 憲	推進委員	2番	木岡 幸雄
〃	3番	植 田 功	〃	4番	一ノ瀬 清司
〃	5番	藤原政則	〃	6番	川上勝次
〃	7番	池田八郎	〃	8番	坂田正行
〃	9番	西田 寛	〃	10番	樋口忠俊
〃	11番	花田純一	〃	12番	辻阪澄男

5 欠席委員

なし

6 出席事務局職員

高橋次長、和田参事、立花担当員、濱担当員

木下議長(以下「議長」という)、定刻に着席。

議 長 委員の皆様には大変お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

それでは、第35回総会を始めさせていただきます前に、事務局に人事異動がありましたので、事務局から紹介させていただきます。

事務局 令和5年4月1日付け人事発令について、ご報告させていただきます。

(次長) 本日、他の公務により欠席させて頂いておりますが、前田農業委員会事務局長の後任として、船橋恵子魅力創造部長が着任いたしました。

次に、武田農業委員会事務局参事の後任として、和田勝参事が着任いたしました。山瀬農業委員会事務局書記の後任として、立花麻衣職員が着任いたしました。

そして、山田農業委員会事務局次長の後任として、私、高橋正悟農林水産課長が着任いたしました。

前年度から在籍する志村、濱を含めた6名体制で事務局運営してまいりますので、宜しくお願い致します。

議 長 令和5年度の人事異動で事務局は新体制となりますが、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、本日の委員出席状況を事務局から報告いたします。

事務局 本日の委員出席状況をご報告いたします。

農業委員14名のうち14名、推進委員12名のうち12名の出席で、現に在任する委員の過半数の出席が認められます。

したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会議は成立しております。

以上でございます。

議長 次に、本日の議事録署名者を私からご指名申し上げます。3番 小山長藏委員、5番 赤坂哲次委員のご両名にお願い申し上げます。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、上程されました議案第1号についてご説明いたします。

議案書（その1）1ページをお願いいたします。

本件は、農地法第3条の規定による所有権移転が2件でございます。

農地法第3条第2項第1号に規定されていた「下限面積要件」ですが、昨年5月の法改正でこの要件は廃止され、令和5年4月1日から施行されますので、議案の審査に「下限面積要件」は含まれません。

1番及び2番について、事前に行われた地区協議会において、現地調査及び申請内容を慎重に審査した結果、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況から、耕作に供すべき農地を効率的にすべて利用できるものと見込まれます。また年間の農業従事日数から、必要な農作業に常時従事でき、更に信託による権利取得ではなく、また転貸にもあたらず、周辺の農地の効率的な利用を妨げるものでもありません。したがって、許可要件のすべてを満たしているものと報告を受けております。

以上でございます。

議長 議案の説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 異議なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審議の結果を報告願います。

まず、議案第1号1番について、中央・土生郷地区協議会から審議の結果を報告願います。

中央・土生郷地区協議会会長 それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第1号1番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる4月5日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 次に、議案第1号2番について、東葛城・山滝地区協議会から審議の結果を報告願います。

東葛城・山滝地区協議会会長 それでは、東葛城・山滝地区協議会における議案第1号2番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる4月3日、いずみの農協山滝支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 異議なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第1号は原案のとおり許可するものと決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり許可するものと決しました。

議長 次に、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました議案第2号についてご説明いたします。

議案書（その1）2ページをお願いいたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、岸和田市長が農用地利用集積計画を作成するにあたり、岸和田市長から本委員会に意見を求めたものでございます。作成する農用地利用集積計画は2ページの一覧表のとおり3件でございます。

3ページは岸和田市長からの依頼文の写しであり、4ページは計画案でございます。

設定する利用権ですが、2ページの農用地利用集積計画一覧表のとおり、1番の設定する利用権は使用貸借権で、期間は告示日から3年間、2番の設定する利用権は賃借権で、期間は告示日から5年間、3番の設定する利用権は賃借権で、期間は令和5年5月1日から令和15年4月30日まででございます。

これらの件につきまして、事前に行われた地区協議会において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、制度の目的にかなっているため、妥当であると報告を受けております。

以上でございます。

議長 議案の説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 異議なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審議の結果を報告願います。

まず、議案第2号1番について、中央・土生郷地区協議会から審議の結果を報告願います。

中央・土生郷地区協議 それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第2号1番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

会会長 本件に関しまして、さる4月5日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審議した結果、原案のとおり決定することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第2号2番について、有真香地区協議会から審議の結果を報告願います。

有真香地区協議会会長 それでは、有真香地区協議会における議案第2号2番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる4月7日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議した結果、原案のとおり決定することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第2号3番について、南掃守地区協議会から審議の結果を報告願います。

南掃守地区協議会会長 それでは、南掃守地区協議会における議案第2号3番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる4月4日、いずみの農協南掃守支店において慎重に審議した結果、原案のとおり決定することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 異議なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第2号は原案のとおり決定するものと決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり決定するものと決しました。

次に、議案第3号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました、議案第3号についてご説明いたします。

議案書（その1）5ページ、6ページをお願いいたします。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている、すなわち、相続税納税猶予を受けている者が適用農地で引き続き農業を行っている旨を証明するもので、5ページ、6ページの一覧表のとおり4件でございます。

これらの件につきまして、事前に行われた地区協議会において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、要件を満たしているものと報告を受けております。

以上でございます。

議長 議案の説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 異議なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審議の結果を報告願います。

まず、議案第3号1番について、中央・土生郷地区協議会から審議の結果を報告願います。

中央・土生郷地区協議会会長 それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第3号1番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる4月5日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第3号2番、並びに3番の内、八木地区の農地について、八木・城北・春木地区協議会から審議の結果を報告願います。

八木・城北・春木地区協議会会長 それでは、八木・城北・春木地区協議会における議案第3号2番、並びに3番の内、八木地区の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる4月4日、いずみの農協城北支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第3号3番の内、南掃守地区の農地について、南掃守地区協議会から審議の結果を報告願います。

南掃守地区協議会会長 それでは、南掃守地区協議会における議案第3号3番の内、南掃守地区の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる4月4日、いずみの農協南掃守支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第3号4番について、山直下地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直下地区協議会会長 それでは、山直下地区協議会における議案第3号4番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる4月5日、いずみの農協山直下支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 異議なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第3号は原案のとおり証明するものと決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり証明するものと決しました。

次に、議案書（その2）専決処分報告に移ります。

- 報告第1号 小作地の相続の確認について
- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知確認について
- 報告第3号 農地の使用貸借の解約通知確認について
- 報告第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について
- 報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について
- 報告第6号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

以上6件を一括して報告いたします。

報告の内容は、事務局から説明いたします。

事務局

議案書（その2）をお願いいたします。

上程されました専決処分報告第1号から第6号までの6件につきまして、一括してご報告いたします。

まず、1ページをお願いいたします。

専決処分報告第1号「小作地の相続の確認について」ですが、1ページの一覧表のとおり、小作事項の整備に関する要綱第8条に規定による小作地の相続届が2件でございます。

次に、専決処分報告第2号「農地法第18条第6項の規定による解約通知確認について」ですが、2ページの一覧表のとおり1件でございます。

これは、賃借人と貸借人との間で合意解約したものでございます。

次に、専決処分報告第3号「農地の使用貸借の解約通知確認について」ですが、3ページの一覧表のとおり3件でございます。

これは、使用貸人と使用借人との間で合意解約したものでございます。

次に、専決処分報告第4号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について」ですが、農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内における、所有者自ら農地を農地以外の用途に転用する届出で、5ページ、6ページの一覧表のとおり、3月1日から3月10日までが3件、3月13日から3月20日までが3件の合計6件でございます。

次に、専決処分報告第5号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について」ですが、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内における農地転用の届出が、8ページ、9ページの一覧表のとおり、3月1日から3月10日までが5件、3月13日から3月20日までが5件の合計10件でございます。

最後に、専決処分報告第6号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」ですが、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者の証明が

10 ページの一覧表のとおり、故障 2 件でございます。

以上、専決処分報告第 1 号から第 6 号は、いずれも令和 5 年 2 月 21 日から 3 月 20 日までに届出等がなされたもので、法定記載事項及び所定の添付書類等について、内容を慎重に審査した結果、適法でありました。したがって、会長が専決処分したものでございます。

以上でございます。

議長 報告の説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 異議なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、これで本報告を終わります。

以上で、予定しておりました議題は、全て終了しました。慎重審議を賜り、誠に有難うございました。

委員さんから何かございませんか。

特段ないようですので、これで第 35 回総会を閉会いたします。

令和 5 年 4 月 7 日

議長 木 下 良 三

委員 小 山 長 藏

委員 赤 坂 哲 次